

津市営美杉住宅入居資格審査委員会設置要綱

平成18年1月1日

改正 平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成26年3月14日
平成29年3月31日

(設置)

第1条 津市営美杉住宅（以下「住宅」という。）の入居資格を審査するため、津市営美杉住宅入居資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の入居資格に関すること。
- (2) その他住宅の入居に関し必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、内部委員及び外部委員で構成する。

- 2 委員長には建設部長を、副委員長には都市計画部長を、内部委員には市民部長及び健康福祉部長をもって充てる。
- 3 外部委員は、津市民生委員児童委員連合会が推薦する者及び津市社会福祉協議会が推薦する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 外部委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 外部委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部市営住宅課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。